

5月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和6度作付け計画の変更について

【 P. 3 】

本年2月に提出された水稻共済細目書に基づいて交付金申請等の書類整備をしています。作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、農家への周知と、変更の事実が確認出来たら速やかに、別紙を當農指導員まで提出してください。

配布物 令和6年度水稻共済細目書の生産者控え

2. 令和6年度経営所得安定対策等交付金交付申請書の提出について

【 P. 4～P. 7 】

令和6年度の経営所得安定対策等交付金申請をされる方は、封筒内の申請書の記入箇所2か所を記入のうえ、下記の期限までに支店・當農指導員へ提出してください。

ゴム印ではなく自署して提出していただく形式になりました。

(申請期間)

5月1日（水）～5月20日（月）但し、土日は除く

(封筒の配布先)

認定農業者・當農組織以外の農業者で、交付金対象者（対象者がいない集落も有り）

(封筒の内容)

- ① 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号）
- ② 交付申請の内容（詳細）／ 経営所得安定対策等交付金交付金の交付申請に関する誓約事項
- ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る点検シート／個人情報の取扱い
- ④ 安全な農作業の実施に係る確認事項／環境と調和のとれた農業生産の実施に係る点検シート
＜書く取組項目の解説＞

3. 令和6年度経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金（産地交付金）について

現在検討中です。決定後、ご案内致します。

4. 令和6年度生産調整計画図面の提出について

【 P. 8 】

提出期間 4月26日（金）～5月20日（月）但し、土日は除く

提出物 ① 生産調整圃場の地図（該当農家が記入、）別紙の提出圃場一覧表参照
② 集落全体地図（生産組合長が記入）すべての作物等に色塗り

注意事項 期日までに①、②を提出されない方や地図が不備な場合は、申請を辞退したものとみなします。

5. 令和6年度生産調整等実施水田の現地確認について

【 P. 9～P12 】

確認期日 6月5日（水）

班編制、集合場所は別紙を参照ください。

また、現地確認を円滑に行うためにも「生産調整確認要領」をご一読願います。

手当等の振込口座を確認しますので當農指導部署に通帳見開きページの写しを提出願います。

6. 5年水張りルールについて（1月度案件を再掲載）

令和5年度の経営所得安定対策等実施要綱の改正により、「令和9年度以降、過去5年間連續して水稻の作付けが行われていない農地は、交付対象水田から除外する。」と規定されています。圃場の作付け状況により、適用になる場面と適用にならない場面があります。また、水稻の作付けではなく一定期間の湛水状態を保てば適用にならない場面もありますが、厳しい条件が付けられています。

なお、「水稻を作付けした次の年度から、新たに5年間のカウントを再開する。」と言われておりますので、この点についても留意してください。

詳細については當農指導員または、当協議会にご相談下さい。

7. 令和5年度交付金について

化学肥料低減定着対策事業補助金（国）

支払日：令和6年2月27日（火）

農業用電気料金高騰緊急支援事業費補助金（県）

支払日：令和6年3月13日（水）

水稻・大豆異常高温緊急対策事業補助金（県）

支払日：令和6年3月13日（水）

産地交付金（国）

支払日：令和6年3月22日（金）

となみ野地域水田農業推進協議会（FAX：22-4728）行
 富山県農業共済組合 研波地域農業共済センター
 となみ野農業協同組合 井波中央支店・福野支店

令和6年 作付内容変更報告 兼 聞い合せ用紙

【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける 面積 動 作物 耕作者	当初内容 てんたかく 25.2a	変更後内容 コシヒカリ 23.2a 自家菜園 2.0a	備考
『記入例』 水田協 太郎 耕地番号 P 8	南砺 137-1	面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			
P		面 積 作物 異動 耕作者			

【 聞い合せ 】

発信者	面積確認欄			
	合計	水稻面積計	転作等面積計	農業共済
氏 名 連絡先 TEL 又 FAX 番号				

水田協チック欄

細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	當農指導員

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は inatofu@p1.coralnet.or.jp のアドレスに送信してください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け)23号農林水産事務次官依頼通知」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請について誓約します。」

令和 年産

新規 繼続

申請年月日 生年月日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

① 事業名	フリガナ		
氏名又は法人・組織名			
② 代表者氏名 (法へ組織のみ)	フリガナ		
住所欄	(〒)		
自署してください。 (コム印は不可)			

自署してください。
(コム印は不可)

※「畑作物の直接支払交付金(ケタ)及び取扱い区分減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合、「認定耕種権」のいずれかの対象者に認定されることが必要です。

② 交付申請内容「令和 年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください。※前年産の申請状況は参考です。
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面にも記載欄があります。

③ 交付金名	畑作物の直接支払交付金(ケタ)の申請		
令和6年産の申請	する	しない	する
(参考)前年産の申請状況	無	無	無

④ 事業名	水田活用直接支払交付金に係る事業		
令和6年産の申請	コメ新市場開拓等促進事業の申請		
(参考)前年産の申請状況	無	無	無

⑤ 事業名	畑作物生産地形成促進事業の申請		
令和6年産の申請	する	しない	する
(参考)前年産の申請状況	無	無	無

⑥ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (ゲタ・ナラシ・畑作物生産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。		
※別紙としてお配りした「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上チェック欄に印してください。			

⑦ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)	登録済の振込口座		
変更なし	新規	変更あり	同意する
交付申請者管理コード	○を記入	「個人情報の取扱い」に記載された内容について	「個人情報の取扱い」に記載された内容について

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択(ゲタ申請者が記載)	登録済の振込口座		
令和6年6月末時点の状況を基に、申請する単価にレ印を記入してください。 免税事業者向け単価を申請する場合は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。	□ 10%	□ 20%	□ 20% の処理に対応した積立金を納付予定。
交付申請者管理コード	□ 免税事業者向け単価	□ 免税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)	

⑨ 農地の有效利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)	〔地域協議会等〕		
□ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。	〔地方農政局等〕	〔地方農政局等〕	〔地方農政局等〕

〔地域協議会等〕	〔地方農政局等〕
〔地方農政局等〕	〔地方農政局等〕

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金
水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第2の1の(7)、IVの第2の2の(8)の⑥の工、IVの第2の3の(8)の⑥のエ及びIVの第2の4の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が當農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
① 面積払
畑作物の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(2)の③のオの(i)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払
数量払の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(2)の②のアの(x)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農作物検査結果通知書の写し、品質等区分の確認の結果を証明した書類の写しだ)を添付して、地方農政局等に提出を行なうことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領(令和4年3月25日付け3農產第3569号農林水産省農産局長通知)に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、當農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。
なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することができます。

2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあつた場合には、提出します。

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。

(1) 交付申請書、當農計画書及びその他の他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

(2) 正当な理由なく、當農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

(3) 當農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

(4) 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合

(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行つた場合

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1 土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。	2 適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。	3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。	4 廉棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴つて発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。	5 エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。	6 新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関する新たな知識及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。	7 生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。	8 安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。
---	--	---	--	---	--	--	---

チェック欄

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を行っているときは、その様式の提出もって、点検シートの提出に代えることができます。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産省統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になつたときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行ふなど訂正手続が逓減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った交付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び管農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等
(注1) 農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集中約化等対策事業、砂糖及びん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等

機関等
(注2) 都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合联合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況について解説します。」
（大きく内容や環境負荷削減効果について解説します。）

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。（乗用型トラクター）
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。（農業機械全般）
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になつているか確認し、必要に応じて整備していますか。（農業機械全般）
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。（農業機械全般）
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。（乗用型トラクター）
- 7 歩行型トラクターをハックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やまづくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッキマン式クラッチや緊急停止装置、挾圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 热中症予防のため、暑い日に農作業を行った時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるよう状態にしていますか。

安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を終わわない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めることと、農作業安全に關する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

令和6年度 生産調整計画図面

生産組合名		農家氏名	
-------	--	------	--

①	地名・地番		②	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

※圃場を分割して作付する場合は、**作物毎に寸法を記入**してください。野菜は、**出荷**か**自家用**かを明記してください。



※ **面積を計算**し、小数点第1位までa単位で記入してください。

※ 分筆した圃場は、**細目書の面積と一致するか確認**してください。

③	地名・地番		④	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

6 となみ野協 第2号
令和 6年 4月 26日

井波地区 生産組合長 各位

となみ野地域水田農業推進協議会
会長 土田 英雄（公印省略）

令和6年度生産調整等実施水田の現地確認について

日頃は、経営所得安定対策の推進につきまして多大のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和6年度生産調整等実施水田の現地確認調査を実施いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 確認実施日 令和 6年 6月 5日（水）午前9時～
(一部の地区は、午後1時00分～)
2. 集合場所 フーム八乙女事務所・・・(南山見地区の方)
井波中央支店・・・・(井波高瀬地区・山野地区の方)
3. 持参するもの
 - (1) 認印（転作確認印、日当などの請求印）
 - (2) 雨具（雨天の場合）
 - (3) 長靴（圃場に入る場合が有るので）
4. その他
 - (1) 令和6年度生産調整確認要領を一読ください。
 - (2) 確認圃場への案内と面積測量にご協力ください。
 - (3) 当日、都合の悪い方は、必ず代理の方の出席をお願いします。
 - (4) 手当は、日当2,500円、車借用料2,000円です。後日指定口座に振込します。尚、振込口座を確認しますので當農指導部
署に通帳見開きページの写しを提出願います。
 - (5) 手当と車借用料の請求印、領収印を押印願います。

以上

となみ野地域水田農業推進協議会
TEL 22-4720 FAX 22-4728
E-mail inatofu@p1.coralnet.or.jp

令和6年度 となみ野地域水田農業推進協議会 井波地区 生産調整現地確認人員配置計画

現地確認実施日：6月 5日（水）午前9時より（一部の組織・地区は、午後1時より）

井波地区班編成

地区名	集合場所	班	現地確認の実施地区	生産組合長 農業者	担当者	配置車両	確認にかかった時間
井波	井波中央支店		今町、北川、藤橋、上山見、下山見				
南山見	ファーム ハ乙女事務所	1 2	谷川農園(含、東城寺)、連代寺 志観寺、谷、里領	谷川 1名、1名(連代寺) ★(井) (市)	J A車 (井)	9:00	～
井波 高瀬	井波中央支店	3 4 5	神子畑、勧学院 愛農、信農 大宮司、三清東、樂農志farm	3 名 2 名 2 名、岩倉1名 ★(井) (市)	生産組合長 J A車 (福) 市農政課	9:00	～
井波 高瀬	坪野	6	坪野(東部、中部、西部)	3 名	生産組合長 市農政課	9:00	～
井波 高瀬	山斐、岩屋東部	7	山斐、岩屋東部	2 名	生産組合長 共済センター	9:00	～
井波 高瀬	岩屋西部、カントリ-岩屋	8	岩屋西部、カントリ-岩屋	1名、カントリ-1名 (福)	生産組合長 J A車 (福)	9:00	～
井波 高瀬	飛驒屋(東部、西部)、清水明	9	飛驒屋(東部、西部)、清水明	3 名	生産組合長 共済センター	9:00	～
井波 高瀬	野能原、井波軸屋	10	野能原、井波軸屋	2 名	生産組合長 J A車 (井)	9:00	～
井波 高瀬	安室、かげ農園	11	安室、かげ農園	1名、かげ1名 (福)	生産組合長 農林振興センター	9:00	～
井波 高瀬	高屋、専勝寺	12	高屋、専勝寺	2 名	生産組合長 協議会	9:00	～
大規模 農家	ファーム ハ乙女事務所	13 14	院瀬見(1区～4区)、清玄寺 戸板、川原崎、沖	フア-ムハ乙女1名 フア-ムハ乙女1名 ★(井) 30 名	生産組合長 J A車 (福) J A車 (井)	13:00 13:00	～ ～
				15 名	10台 + 4台		

※注：担当者名欄の略称は、下記の略である。

(市)=南砺市農政課 (農林)=農林振興センター (共済)=農業共済センター (井)=井波中央・本町支店 (福)=福野支店 (協)=推進協議会

★マークが付いている方がその地区の責任者になりますので、確認後の取り纏めをお願いします。

令和6年度 生産調整確認要領

日 程 井波 6月5日(水)、福野 6月6日(木)・7日(金)、利賀 7月12日(金)
集合場所 班編成表参照
集合時間 8時50分(午前9時から現地確認実施)
(一部の地区は、午後0時50分集合、午後1時より現地確認実施)
携 行 品 協議会準備：確認野帳及び生産調整計画図、メジャー2個、付箋、
下敷き、フリクションペン(赤色)
各自で準備：電卓(担当者)、印鑑、雨具(雨天決行)

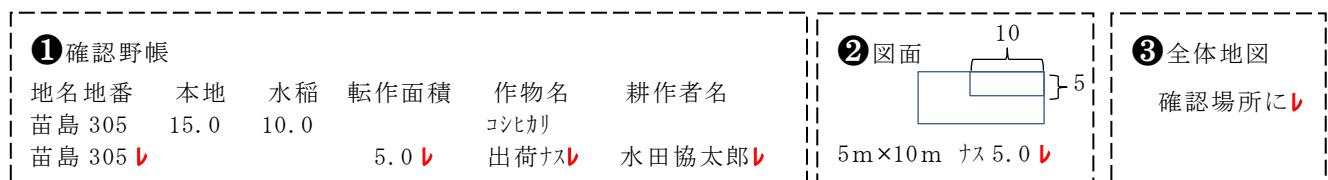
当日のスケジュール

- 立会者(生産組合長)の出欠確認。「現地確認日当・車借り上げ料、請求書兼領収書」に押印。(押印書類は、班編成表★印の各地区責任者のみに配布)
- 携行品を受け取り出発。【確認項目①②】
- 現地確認終了後、集落ごとの確認にかかった時間を記入報告。
- 確認野帳の合計面積の変更と集計を記載。【確認項目③】
- 確認者欄に担当者と立会者(生産組合長)の押印。
- 携行品を返却し、終了した班から解散。

確認項目

①地名・地番・生産調整面積・耕作者の確認

- 「①確認野帳」「②生産調整計画図面(生産者記入)」「③全体地図」の照合。
- 生産調整の筆の作付け内容と耕作者を全て確認し、確認できたものについて
①～③全てに赤フリクションペンでチェックを入れる。
 - 前作の作物が収穫済みの場合、生産組合長に栽培の跡か聞き取りにより確認する。
 - ②と現場の相違がある場合には、測量し直し紙に書き残す。
 - ②の提出が無くても、前年から①の面積変更がある場合は1筆全体の形状を裏面等へ記入し、測量した場所と計算式、面積を記入する。



- 当日現場で①～③に記載がない作付けを発見した場合、測量確認する。
転作場所を変更し水稻を作付した圃場が他にある可能性が非常に高いので、必ず周辺の作付け確認を行う。解決できない場合は生産組合長を通じて農家への確認をお願いし、水田協へ連絡してください。確認野帳に付箋を貼る。
- 調整水田は1ヶ所が1a(100m²)未満、額縁型、複数型は認定しない。

◎ 下記の②作物分類を参考に面積を分けて測量する。

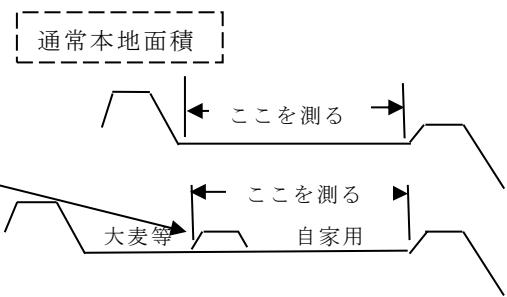
- ・小数点第1位までのアール単位で記入する。

(例: 125.75 m² → 1.3 a)

- ・畦畔(あぜ)の外側から測量する。

(一筆内に畦畔を作成し、畑としてある場合)

- ・分筆された合計面積=本地面積とする。



②作物分類

■ 戰略作物「大麦、大豆（エンレイ・シュウレイ）、飼料作物」

■ 「ソバ」

■ 特産振興作物（出荷組織の構成員が作付けしている）

・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」

・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」

・利賀「ホウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」

■ その他の出荷販売作物

・単に野菜でなく、具体的な代表作物名を記入。（複数作付している場合）

・果樹類、自家菜園は分ける。

■ 地力増進作物

「レンゲ、エン麦、ソルゴー、クロタラリア、ヘアリーベッチ、クローバー」

■ 自家菜園、景観作物、調整水田、永年性作物、自己保全管理、かい廃等

◎ 「自家用大豆、里芋」等出荷しない作物については、「**自家菜園**」と記載

◎ 聞き取りにより特産・出荷販売等交付金対象水田と判明した圃場は

自家菜園と分けて測量し、「**出荷〇〇**」と記載する。

③現地確認後

◎ 集合場所へ戻り、個人ごとの水稻、生産調整面積を再集計する。

・①②の面積を同一にする。

◎ 変更や不明な事が発生した場合は確認野帳に記載する。

・その場で結論を出さずに、付箋をつけて内容を必ず書き残す。

◎ 未作付けの場合は作物名の後ろに㊀と赤書きし、

確認野帳に付箋を貼る。



**例年、「地図のみに記載し、確認野帳を変更してない」「再計算をしてない」事が
多いです。必ず確認野帳へ転記してください。**